

国立研究開発法人国立成育医療研究センターにおける
飲料水等自動販売機設置・運営にかかる公募の公示

令和6年4月1日からの当センター内における入院患者等（以下「患者等」という。）のための清涼飲料水等自動販売機の設置・運営事業者を公募することとしますので、希望する者は次のとおり企画書及び貸付料にかかる見積書（封書で封印。以下「見積書」という。）を提出願います。

令和 5年11月28日

国立研究開発法人
国立成育医療研究センター理事長 五十嵐 隆

1. 事業概要

（1）事業名

国立研究開発法人国立成育医療研究センターにおける飲料水等自動販売機の設置・運営事業

（2）運営内容

運営者は、センター理事長が指定する病院棟等の建物の一部を有償で借り受け、当病院と協議のうえ運営に必要な設備整備等を行い、患者等のために売店の運営の全般を実施する。

（3）貸付（運営）期間

令和6年4月1日 ～ 令和11年3月31日（5年間）

本貸付契約は、契約期間の満了をもって契約は終了し、更新はしない。

2. 参加資格、選定基準及び評価基準

（1）次の①、②又は③のいずれにも該当しない者であること。

① 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、特別の理由がある場合に該当する。

② 次の各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後一定期間経過していない者。これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

なお、期間等については国立研究開発法人国立成育医療研究センター理事長から発出した契約指名停止等措置要領に基づく指名停止期間等を適用する。

一 契約履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者。

二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るための連合をした者。

三 運営予定者が契約を結ぶこと又は契約者が履行することを妨げた者。

四 監督又は検査の実施に当たり職員及び経理責任者が委託した者の職務の執行を妨げた者。

五 正当な理由なく契約を履行しなかった者。

六 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者。

七 前各号に類する行為を行なった者。

③ ②に該当する者を入札代理人として使用する者。

(2) 次に掲げる条件を全て満たしている者であること。

- ① 法人等を設立して5年以上経過しており、飲料水等設置・運営事業について、各々良好な運営実績が3年以上あること。
- ② 法人等の財政状況、損益状況及び資金状況に問題がないこと。
- ③ 不正及び不誠実な行為がないこと。
- ④ 会社更生法に基づき公正手続き開始の申し立てをしていない者又は民事更生法に基づく更生手続き開始の申し立てをしていない者であること。
- ⑤ 暴力団員による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者に該当しないこと。

(3) 厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において「役務の提供等」のうち、A、B、C又はDの等級に格付けされ、関東地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 業者を決定するための評価基準（詳細については説明書等による）

- ①設置・運営方針
- ②自動販売機の機能及び品揃え・販売価格等
- ③売上手数料について
- ④商品補充、金銭管理（釣り銭対応含む）への対応方法
- ⑤故障や利用者からの問い合わせ、苦情等への対応方法
- ⑥適時、商品補充し、売り切れを防止する対応方法
- ⑦廃棄容器の回収ボックス設置と定期的な回収への対応方法
- ⑧自動販売機周辺の美観や衛生環境への配慮の方法
- ⑨空き缶、びん、ペットボトル等のリサイクルへの配慮
- ⑩即時対応を要する販売トラブルに際しての緊急対応体制
- ⑪その他、利用者とのトラブル回避のための特別措置等
- ⑫業員に対する教育制度について
- ⑬災害時の対応について
- ⑭設置までのスケジュール
- ⑮その他特記事項、アピールポイント等
- ⑯ワーク・ライフ・バランス等の推進の取り組み
- ⑰マイナンバー普及に対する取り組み

3. 手続等

(1) 担当部課・係

〒157-8535 東京都世田谷区大蔵2-10-1

国立研究開発法人国立成育医療研究センター財務経理部施設整備課施設整備係
電話03-5494-7158（直通）

(2) 説明書の交付期間及び場所

①交付期間

令和5年11月28日(火)から令和5年12月27日(水)まで

(ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日は除く。)

②交付場所

参加希望者は当センターホームページより申請を行ってください。

※ 当センターホームページのトップページ右上にある青いボタンの「調達情報」をクリックし、その先の「入札説明書配布申請フォーム」に必要事項を記入し、送信すること。担当者より、メールにて交付いたします。

(3) 参加希望者の登録期限、場所及び方法

①登録期限

令和6年1月9日(火)17時00分

②登録場所及び方法

「(1)」に同じ(別紙「応募申込書」を持参又は郵送、ただし郵送の場合は必着)

(4) 企画書及び見積書の提出期限、場所及び方法

①提出期限

令和6年1月9日(火)17時00分

②提出場所及び方法

「(1)」に同じ(持参又は郵送、ただし郵送の場合は必着)
なお、企画書は10部用意すること。

(5) 開札の日時及び場所

令和6年1月25日(木) 13時30分

国立研究開発法人国立成育医療研究センター内会議室

4. その他

(1) 虚偽の内容が記載されている参加資格確認書類又は企画書は、無効

(2) 契約書作成の要否 …… 要(飲料水等自動販売機に関する建物の使用契約書)

(3) 企画書のヒアリング …… なし(企画書にて審査)

(4) 関連情報を入手するための窓口 …… 上記「3. (1)」に同じ

(5) 詳細は、説明書による